

(耐震建築人材育成プロジェクト仮訳)

## 建設工事現地調査・設計管理条例

(2000年9月20日、国務院第31回常務会議にて可決、2000年9月25日に施行)

### 第一章 総則

**第一条** 建設工事の現地調査・設計活動に対する管理強化、建設工事の現地調査・設計の品質保証、人民の生命と財産の安全の保護を目的とし、本条例を定める。

**第二条** 建設工事の現地調査・設計活動に従事する場合、必ず本条例を遵守しなければならない。

本条例で称する建設工事の現地調査とは、建設工事の要求に基づき、建設用地の地質や地理環境の特徴および地盤条件の解明、分析、評価を行い、建設工事の現地調査書を作成する活動を指す。

本条例で称する建設工事の設計とは、建設工事の要求に基づき、建設工事で必要とされる技術、経済、資源、環境などの条件に対する総合的な分析、論証を行い、建設工事の設計書を作成する活動を指す。

**第三条** 建設工事の現地調査・設計は、社会、経済の発展水準に適応し、経済効果、社会効果および環境効果の統一を実現しなければならない。

**第四条** 建設工事の現地調査・設計活動に従事する場合、地盤調査、設計、施工の順序で行わなければならない。

**第五条** 県級以上の人民政府における建設行政主管部門、交通、水利などの関連部門は、本条例に準じ、建設工事の現地調査・設計活動に対する監督と管理を強化しなければならない。

建設工事の現地調査・設計に従事する事業者は、必ず法律に照らして建設工事の現地調査・設計とを行い、工事強制基準に厳格に順ずるとともに、建設工事の現地調査・設計の品質に対して責任を負わなければならない。

**第六条** 国は、建設工事の現地調査・設計において、先進的な技術、工法、設備、新材料および現代的な管理法を奨励する。

### 第二章 能力と資格の管理

**第七条** 国は建設工事の現地調査・設計活動に従事する事業者に対し、能力管理制度を実行する。これに係る詳細な規則は、国務院の建設行政主管部門が国務院の関連部門との協議の上、制定する。

**第八条** 建設工事の現地調査・設計に携わる事業者は、その能力等級が許す範囲において建設工事の現地調査・設計業務を請け負うものとする。

建設工事の現地調査・設計に携わる事業者が、その能力等級が許す範囲を超える、または建設工事の現地調査・設計に携わるその他の事業者の名義で建設工事の現地調査・設計業務を請け負うことを禁ずる。建設工事の現地調査・設計に携わる各事業者が、その他の事業者または個人に対し、自己の名義による建設工事の現地調査・設計の請け負いを許可することを禁ずる。

**第九条** 国は、建設工事の現地調査・設計活動に従事する専門の技術者に対し、厳格な資格登録管理制度を実行する。

建設工事の現地調査・設計に従事する者で、登録されていない者は、登録された者の名義をもって建設工事の現地調査・設計活動に従事してはならない。

**第十条** 建設工事の現地調査・設計に携わる登録済の者、およびその他の専門技術者は、建設工事の現地調査・設計に携わる一つの事業者から雇用されることができる。建設工事の現地調査・設計に携わる事業者から雇用されていない場合、建設工事の現地調査・設計活動に従事してはならない。

**第十一条** 建設工事の現地調査・設計に携わる事業者の能力証書および有資格者の登録証書は、国務院の建設行政主管部門により統一して制作する。

### 第三章 建設工事の現地調査・設計の発注と請負

**第十二条** 建設工事の現地調査・設計の発注について、法律に照らして入札による発注または直接発注を行う。

**第十三条** 建設工事の現地調査・設計は『中華人民共和国入札応札法』の規定に従い、入札による発注を行うものとする。

**第十四条** 建設工事の現地調査・設計案の入札評価は、応札者の業績、信用、評判のほか、現地調査・設計人員の能力、および現地調査・設計案の優劣を拠所とし、総合的に評価するものとする。

**第十五条** 建設工事の現地調査・設計の入札者は、入札評価委員会が推薦する候補案から落札案を確定するものとする。但し、建設工事の現地調査・設計の応札者が、入札評価委員会の候補案が入札文書に定められた要求を最大限に満足できないと判断する場合、法律に照らして再度入札を行わなければならない。

**第十六条** 以下に挙げる建設工事の現地調査・設計について、関連主管部門の承認を得た上で、直接発注をすることができる。

- (一) 特定の特許またはノウハウを採用するもの。
- (二) 建築芸術造形に特別な要求があるもの。
- (三) 国務院が定めるその他の建設工事の現地調査・設計。

**第十七条** 発注者は、建設工事の現地調査・設計業務を相応の能力等級のない建設工事の現地調査・設計業者に発注してはならない。

**第十八条** 発注者は、建設工事全体の現地調査・設計を一つの現地調査・設計業者に発注することができる。また、建設工事の現地調査・設計を複数の現地調査・設計業者に発注することもできる。

**第十九条** 請負者は、発注者の書面による同意を得て、建設工事の主体部分の現地調査・設計を除く部分の現地調査・設計について、相応の能力等級を有する他の建設工事の現地調査・設計業者に下請けに出すことができる。

**第二十条** 建設工事の現地調査・設計業者は、請け負った建設工事の現地調査・設計の業務を譲渡してはならない。

**第二十一条** 請負者は、建設工事の現地調査・設計の能力証書に定められた能力等級と業務範囲内で建設工事の現地調査・設計業務を請け負わなければならない。

**第二十二条** 建設工事の現地調査・設計の発注者と請負者は、国が規定する建設工事の現地調査・設計の手順を守らなければならない。

**第二十三条** 建設工事の現地調査・設計の発注者と請負者は、建設工事の現地調査・設計に係る契約書を締結しなければならない。

**第二十四条** 建設工事の現地調査・設計の発注者と請負者は、建設工事の現地調査費、設計費の管理に関わる国家規定に従わなければならない。

### 第四章 建設工事の現地調査・設計書の作成と実施

**第二十五条** 建設工事の現地調査・設計書の作成に当たり、以下に挙げる規定を拠所とす

る。

(一)プロジェクト承認書。

(二)都市計画。

(三)工事強制基準。

(四)国が定める建設工事の現地調査・設計内容の深さの要求。

鉄道、交通、水利などの専門的な建設工事は、専門に計画された要求を拠所としなければならない。

**第二十六条** 建設工事の現地調査に係る文書の作成について、真実かつ正確で、建設工事の計画、用地選定、設計、地盤整備および施工の需要を満たさなければならない。

方案設計書の作成に当たり、基本設計と予算管理の需要を満たさなければならない。

基本設計書の作成に当たり、施工入札文書、主要設備材料の発注および施工図・設計書の需要を満たさなければならない。

施工図・設計書の作成に当たり、設備材料の調達、基準外設備の製作と施工の需要を満たし、建設工事の合理的な耐用年数を明記しなければならない。

**第二十七条** 設計書に記入する使用材料、部材・部品、設備について、その規格、型番、性能などの技術指標を明記し、その品質の要求は国家が定める基準に適合しなければならない。

特別な要求のある建材、専用設備、工法の生産ラインを除き、設計業者はメーカー、サプライヤーを指定してはならない。

**第二十八条** 建設業者、施工業者、監理業者は、建設工事の現地調査・設計書を修正してはならない。建設工事の現地調査・設計書を修正する必要がある場合、もとの建設工事の現地調査・設計業者によって修正されなければならない。建設業者は、もとの建設工事の現地調査・設計業者の書面の同意を得て、相応の能力を有する建設工事の現地調査・設計業者に依頼してこれを修正することができる。修正を行う事業者は、修正する現地調査・設計書に対して相応の責任を負う。

施工業者、監理業者は、建設工事の現地調査・設計書が工事強制基準、契約書に定められた品質要求に適合しないことを発見した場合、建設業者にその旨を報告するものとし、建設業者は、建設工事の現地調査・設計業者に建設工事の現地調査・設計書の補充と修正を行うことを求める権利を有する。

建設業者は、建設工事の現地調査・設計書の内容を大幅に修正する必要がある場合、もとの審査機関の承認を得ない限り、これを修正することはできない。

**第二十九条** 建設工事の現地調査・設計書に定められた採用する新技術、新材料が建設工事の品質と安全に影響を与える可能性があり、国の技術基準が存在しない場合、国家が認可する検査機構によって試験、論証を行い、検査報告書を発行するとともに、国务院の関連部門または省、自治区または直轄市の人民政府の関連部門が組織する建設工事技術専門家委員会の審査を経て、これらを使用することができる。

**第三十条** 建設工事の現地調査・設計業者は、建設工事を着工する前に、施工業者と監理業者に建設工事の現地調査・設計の意図を説明し、建設工事の現地調査・設計書について解説しなければならない。

建設工事の現地調査・設計業者は、施工中に発生した現地調査・設計に係る問題を速やかに解決しなければならない。

## 第五章 監督と管理

**第三十一条** 国务院の建設行政主管部門は、全国の建設工事の現地調査・設計活動に対して統一的な監督・管理を実施する。国务院の鉄道、交通、水利などの関連部門は、国务院が定める職責をそれぞれ果たし、全国における専門的な建設工事の現地調査・設計活動に対する

監督・管理について責任を負う。

県級以上の人民政府の建設行政主管部门は、当行政区内における建設工事の現地調査・設計活動に対する監督・管理を実施する。県級以上の地方人民政府の交通、水利などの関連部門は、各自の職責の範囲内において、当行政区内における専門的な建設工事の現地調査・設計活動に対する監督・管理について責任を負う。

**第三十二条** 建設工事の現地調査・設計業者は、建設工事の現地調査・設計の能力証書が規定する業務範囲内において部門、地区を超えて現地調査・設計業務を請け負う場合、関連の地方人民政府およびその所属部門は障害を設けてはならず、国の規定に違反し、如何なる費用も収受してはならない。

**第三十三条** 県級以上の人民政府の建設行政主管部门または交通、水利などの関連部門は、施工図・設計書の中の公共の利益、公衆の安全、工事強制基準の内容について審査を行わなければならない。

施工図・設計書は、承認審査を通過していない場合、これを使用してはならない。

**第三十四条** 如何なる事業者および個人も、建設工事の現地調査・設計活動における違法行為について、告発、告訴、苦情申出を行う権利を有する。

## 第六章 罰則

**第三十五条** 本条例の第八条に違反した場合、違法行為の停止を命じ、契約で定められた現地調査費、設計費の1倍以上2倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合、これを没収するとともに、営業停止と肅正を命じ、能力等級を引き下げることができる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。

能力証書を取得していない請負工事について、これを取り締まり、前項の規定に照らして、罰金を科す。違法所得がある場合、これを没収する。

詐欺的手段で能力証書を取得し、工事を請け負った場合、能力証書を取り上げ、本条の第一項の規定に照らして罰金を科す。違法所得がある場合、これを没収する。

**第三十六条** 本条例に違反し、公認されず、建設工事の現地調査・設計に携わる公認者の名義をもって無断で建設工事の現地調査・設計活動に従事した場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する上、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を科す。他者に損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

**第三十七条** 本条例に違反し、建設工事の現地調査・設計に携わる登録済の者およびその他の専門技術者が建設工事の現地調査・設計業者に雇用されずに、または複数の建設工事の現地調査・設計業者に雇用され、建設工事の現地調査・設計活動に従事する場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収した上、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を科す。情状が重い場合、業務の停止または能力証書の取り上げを命じる。他人に損失をもたらした場合、法に従い賠償責任を負う。

**第三十八条** 本条例に違反し、発注者が建設工事の現地調査・設計業務を相応の能力等級のない建設工事の現地調査・設計業者に発注した場合、是正を命じるとともに、50万元以上100万元以下の罰金を科す。

**第三十九条** 本条例に違反し、建設工事の現地調査・設計業者が、自己が請け負う建設工事の現地調査・設計を又請けに出した場合、是正を命じるとともに、違法所得を没収する。さらに、契約で定める現地調査費、設計費の25%以上50%以下の罰金を科した上、営業停止と肅正を命じ、能力等級を下げるができる。情状が重い場合、能力証書を取り上げる。

**第四十条** 本条例に違反し、以下に挙げる状況のいずれかに該当する場合、『建設工物品質管理条例』の第六十三条に照らして処罰を科す。

(一) 現地調査業者が工事強制基準に照らして現地調査を行わない場合。

- (二)設計業者が現地調査の成果文書に基づき工事設計を行わない場合。
- (三)設計業者が建材、建築部材・部品のメーカー、サプライヤーを指定した場合。
- (四)設計業者が工事強制基準に照らして設計を行わない場合。

**第四十一条** 本条例が定める営業停止と肅正命令、能力等級引き下げおよび能力証書、能力証書取り上げの行政処罰については、能力証書、資格証書の公布機関により決定する。その他の行政処罰については、建設行政主管部門またはその他の関連部門により法定の職権範囲に従い決定する。

本条例に照らして能力証書を取り上げられた場合、工商行政管理部門によりその営業許可証を取り上げる。

**第四十二条** 国家機関の職員が建設工事の現地調査・設計活動の監督・管理作業において職責の軽視、職権の濫用、私利目的の不正行為、犯罪の構成があった場合、刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合、法に従い行政処分を科す。

## **第七章 附則**

**第四十三条** 緊急救済、その他の臨時的な建築物、もしくは農業従事者が自ら建てた低層住宅の建設について、本条例は適用されない。

**第四十四条** 軍事施設の建設工事の管理については、中央軍事委員会の関連規定に従う。

**第四十五条** 本条例は、発布日から施行する。